掛川市茶園共同管理推進事業費補助金

　掛川市では、市内で集団管理による茶業経営を実施する農家に対して、茶園共同管理機械の購入費用を支援する補助制度を設けております。

事業の目的

この事業は、市内の茶園において、農家の集団管理による効率的かつ継続的な経営を奨励するとともに、茶業経営の安定を図ることを目的としています。

対象事業

茶園共同管理機械の購入に掛かる費用

※茶園共同管理団体が購入すること

※茶園共同管理機械…乗用型摘採機、乗用型複合管理機、乗用型整枝機、乗用型防除機

いずれか一人以上を含むこと

対象者

1. 市内在住の農家3戸以上で組織される集団であること

45歳未満の認定農家

認定農業者の後継者

1. 耕作する市内茶園面積が合計10ha以上であること
2. 5年以上継続して農業生産活動を行うこと

補助率（令和３年度予算措置：３００万円）

事業費の4分の1以内（100万円限度）

**※補助の詳細（交付要綱）は、準備でき次第、掛川市ホームページ**

【問合せ先】

掛川市お茶振興課

TEL 0537-21-1216

FAX 0537-21-1212

**にて公開します。**